

令和6年度川口市立安行東中学校
いじめの防止等のための基本的な方針

令和6年度
川口市立安行東中学校

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 安行東中学校いじめ防止基本方針の策定 | 1 |
| 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項 | 2 |
| 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策 | 2 |
| (1) 安行東中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 | 2 |
| (2) 安行東中学校におけるいじめ防止等に関する措置 | 3 |
| 2 重大事態への対処 | 6 |
| (1) 重大事態への対処の流れ | 6 |
| (2) 安行東中学校による調査 | 7 |
| 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 | 10 |
| 参考 川口市立安行東中学校 いじめ防止対策のための年間指導計画 | 11 |

はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会・学校をつくることに努めなければならない。

いじめ防止等の対策は、全ての子供たちが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、国、地方公共団体、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下に行われる必要がある。

川口市立安行東中学校いじめ防止等のための基本的な方針（以下「安行東中学校基本方針」という）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、平成29年4月1日に施行された川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年川口市条例第70号。以下「条例」という。）及び埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の改定の内容を踏まえ、本校の実情に応じ、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第1 安行東中学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【条例】

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1)いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2)いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
- (3)当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

本校は、国や埼玉県の基本方針、川口市基本的な方針の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方向や取組の内容等を「安行東中学校いじめ防止基本方針」（以下「安行東中学校基本方針」という。）として定める。

「安行東中学校基本方針」においては、自校の課題を洗い出し、全教職員や学校関係者の共通認識の下、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何を、どのようにすべきかがわかり、保護者・地域がどのような協力をし、学校として生徒をどのように育てようとしているかを明らかにする。

また、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう具体的に記載する。そして、年間の取組や組織の機能等について

てはP D C Aサイクルにより検証・見直しを随時行うこととする。

さらに、重大事態への対処については「川口市基本的な方針」を参考に、迅速かつ適切な対応ができるようにする。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 安行東中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、校内外において組織的な対応を行う中核的組織を常設する。

以下の各組織は学校の諸課題の解決に努めるとともに、いじめの相談・通報の窓口となり、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。また、いじめの疑いに関する情報があった時には必要に応じて緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者・地域及び関係諸機関との連携といった対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。

ア いじめ対策委員会

いじめ対策委員会は学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

〈構成メンバー〉

校長、教頭、いじめ対応教員、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭

個々の事案により、学級担任や部活動の顧問等の学校関係者のほか、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが参加可能とするなど柔軟な組織とする。

イ 生徒指導部会

毎週1回開催し、非行・問題行動等について、その詳細な事実や指導状況、当該生徒の現状等の情報交換及び今後の共通行動のための話し合いを行う。

〈構成メンバー〉

校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当教諭、いじめ担当教員、養護教諭、すこやか相談員

ウ 教育相談部会

毎週1回開催し、不登校生徒や特別に支援を要する生徒や事象について、その詳細な事実や指導状況、当該生徒や家庭の現状等の情報交換及び今後の共通行動のための話し合いを行う。

〈構成メンバー〉

校長、教頭、教育相談主任、各学年教育相談担当教諭、養護教諭、すこやか相談員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

必要に応じて、福祉の専門家である・スクールソーシャルワーカーが参加可能とするなど柔軟な組織とする。

エ 民生委員・主任児童委員等連絡協議会

毎年1回開催し、現状の学校課題について、その詳細な事実や指導状況、当該生徒や家庭の現状等の情報交換及び今後の共通行動のための話し合いを行う。

〈構成メンバー〉

校長、教頭、主幹教諭、教育相談主任、生徒指導主任、各学年教育相談担当教諭、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該生徒の担任その他、民生委員、主任児童委員

(2) 安行東中学校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、川口市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめと

するいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うためには、

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識をもって当たる。
- ③ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④ 教師は、日常の教育活動を通して常に生徒との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

以下のように、教師が直接または間接的にいじめの発生に関わっている場合があることに十分留意する。

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず「いじめ」の土壌を温存させている場合

(イ) 集団づくり（学級・部活動）

生徒にとって、学校生活の中で学級や部活動といった集団がもつ意味は大きい。いじめの発生を防止するには、集団づくりがとても重要であることから以下のようなポイントを押さえた集団づくりに学校を挙げて取り組む。

- ① 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- ③ 「ライフスキルかわぐち」の取組を通して、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(ウ) 学習指導

生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり主体的に学ぶことを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身につけることができる。授業改善がいじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、保護者同士のネットワークづくりを進める。

(オ) 啓発活動

本校は、いかなる「いじめ」も許さないという姿勢であることを日頃から生徒・保護者へ伝えていくことはもちろん、人権教育や情報モラル等の徹底を図るための活動を積極的に取り入れる。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って

行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

ウ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対応教員、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合も、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合も、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条のいじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

(ア) いじめている生徒への指導

- ・ いじめの内容や関係する生徒について十分に把握する。
- ・ 人権の保護に配慮しながら、いじめは絶対に許されないことを理解させ、直ちにやめさせる。
- ・ いじめの内容によっては警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている生徒への支援

- ・ 「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意し、共感的態度で話を親身に聴く。
- ・ 日頃から温かい言葉がけをし、信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りで囃し立てる生徒・見て見ぬふりをする生徒への対応

- ・ 囃し立てること等はいじめと同等であり、傍観もまたいじめ行為への加担と同じであることを理解させる

- ・被害者の気持ちになって考えさせ、いじめを知らせる勇気をもたせる。

(エ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないように指導する。
- ・自らの意志によって行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して学級の連帯感を育てる。

(オ) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

イ いじめられて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、どのようなケースでもその事案が重大事態であると判断し、報告・調査等に当たる。

詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会を通じて川口市長へ、事態発生について報告する。

エ 調査を迅速に行う必要があるため、本校のいじめ対策委員会が中心となって当該重大事態に関する調査を行う。また、必要に応じて当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図った調査組織を設置する。(ただし、事実関係の全貌が十分明確にされたと判断できる場合はこの限りでない。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。なお、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で調査資料の再分析を行う。

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートによって得られた調査結果は、いじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する場合があることを、調査対象となる生徒や保護者に予め説明しておく。

キ 上記エの調査により明らかになった事実関係は、いじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果は、川口市教育委員会へ報告する。

(2) 安行東中学校による調査

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校よる対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば

- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、川口市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめの事案で被害児童生徒が学校を転学した場合は、転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。生徒が欠席していないことから、重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がないよう留意する。

(イ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(ウ) 自殺の背景調査における留意事項

自殺の背景調査においては、死亡した生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

① 背景調査にあたり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について

切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うにあたり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- ⑤ 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。また、必要に応じて調査委員会の委員等を、教育委員会に相談する。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、必要に応じて教育委員会に相談するなどして専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- ⑧ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、死亡した生徒の尊厳の保持や子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

（エ）その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がるおそれがあり、時に事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

川口市教育委員会又はその学校等は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で経過報告も行う。

これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ対応教員を中心に、いじめ対策委員会、生徒指導部会ならびに教育相談部会の構成メンバーで毎年度、「安行東中学校基本方針」にある各施策の効果を検証し、「川口市基本的な方針」に従って、「安行東中学校基本方針」の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

| | 教師職員の活動 | 生徒の活動 | 保護者への活動 | 人権に関する指導 |
|-----|--|--|--------------------------|-----------------------------|
| 4月 | ○いじめ防止対策に関わる共通理解・情報交換 ○いじめ防止対策のための年間指導計画策定 ○生徒に対する情報交換 | ○生徒会通信 ○あいさつ運動 | ○保護者会 【いじめ防止基本方針周知】 | ○子ども →自己の良さや他者の個性を理解させる。 |
| 5月 | ○生徒に対する情報交換 ○いじめアンケートの実施・報告 | ○あいさつ運動 | ○学校公開日 | |
| 6月 | ○悩み相談アンケート・声かけ強化週間 ○生徒に対する情報交換 | ○悩み相談アンケート ○あいさつ運動 | ○学校公開日 | ○女性 →男女平等の実現 |
| 7月 | ○生徒に対する情報交換 ○民生委員主任児童委員連絡協議会 | ○小学校あいさつ運動 | ○保護者会【携帯・ネットトラブルの周知、危険性】 | ○インターネットによる人権侵害 |
| 8月 | ○小中連携事業（いじめに対する対応・方策等の連携） ○保護者との情報交換【三者面談】 ○生徒に対する情報交換 | ○あいさつ運動 ○いじめゼロ中学生サミット安行・戸塚地区ブロック協議会開催、参加・報告 | ○保護者との情報交換【家庭訪問】 | |
| 9月 | ○生徒に対する情報交換 | ○あいさつ運動 | | ○外国人 →多様な民族・国籍の人々との共生 |
| 10月 | ○生徒に対する情報交換 ○いじめアンケートの実施 | ○あいさつ運動 | ○学校公開日 | |
| 11月 | ○全校三者面談 ○学校公開期間 ○生徒に対する情報交換 | ○あいさつ運動 | ○全校三者面談 ○学校公開期間 | |
| 12月 | ○教育講演会 ○生徒に対する情報交換 | ○川口の元気「いじめゼロ中学生サミット」参加・報告 ○あいさつ運動 ○小学校あいさつ運動 | ○教育講演会 | ○障害者 →ノーマライゼーションの理念 |
| 1月 | ○生徒に対する情報交換 ○非行防止教室 | ○あいさつ運動 ○非行防止教室 | | |
| 2月 | ○生徒に対する情報交換 ○いじめアンケートの実施 | ○あいさつ運動 | ○学校公開日 | ○同和問題 →部落差別への理解や解消 |
| 3月 | ○生徒に対する情報交換 | ○あいさつ運動 | | |